

発本原第102号
平成26年10月24日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

九州電力株式会社
発電本部
原子力管理部

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正（平成26年10月14日施行）により、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正が必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽微な変更扱いとして、次回修正までの期間、以下のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬具

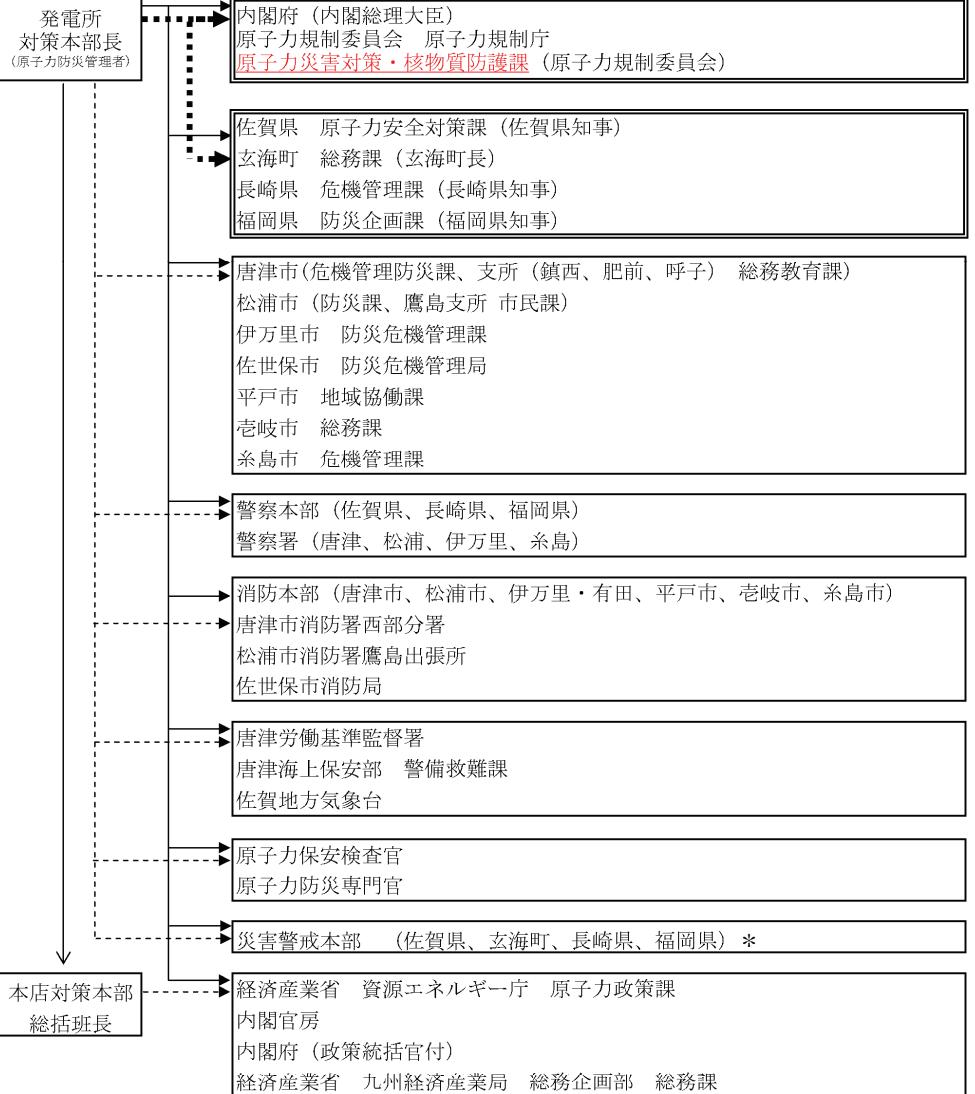
○読み替え箇所

- ・添付資料（玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表） 参照

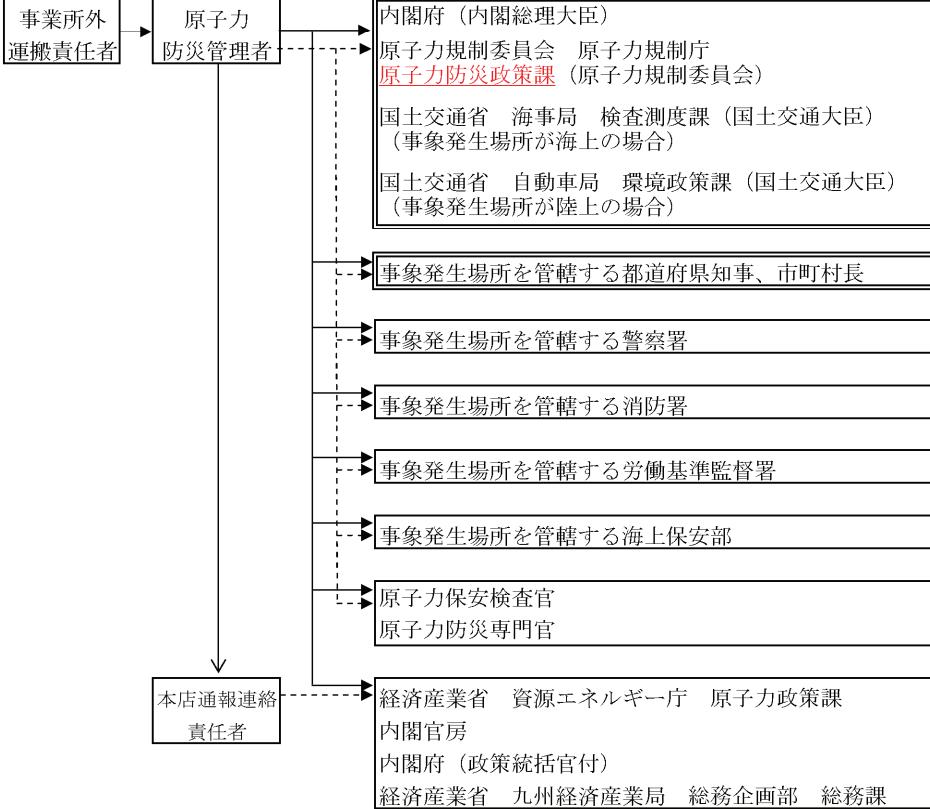
玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>→ 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>→ 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) → 玄海町 総務課 (玄海町長) → 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) → 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</p> <p>→ 唐津市(危機管理防災課、支所(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) → 松浦市(防災課、鷹島支所 市民課) → 伊万里市 防災危機管理課 → 佐世保市 防災危機管理局 → 平戸市 地域協働課 → 壱岐市 総務課 → 糸島市 危機管理課</p> <p>→ 警察本部(佐賀県、長崎県、福岡県) → 警察署(唐津、松浦、伊万里、糸島)</p> <p>→ 消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) → 唐津市消防署西部分署 → 松浦市消防署鷹島出張所 → 佐世保市消防局</p> <p>→ 唐津労働基準監督署 → 唐津海上保安部 警備救難課 → 佐賀地方気象台</p> <p>→ 原子力保安検査官 → 原子力防災専門官</p> <p>→ 本店通報連絡責任者</p> <p>→ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 → : 電話による連絡</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>→ 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>→ 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) → 玄海町 総務課 (玄海町長) → 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) → 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</p> <p>→ 唐津市(危機管理防災課、支所(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) → 松浦市(防災課、鷹島支所 市民課) → 伊万里市 防災危機管理課 → 佐世保市 防災危機管理局 → 平戸市 地域協働課 → 壱岐市 総務課 → 糸島市 危機管理課</p> <p>→ 警察本部(佐賀県、長崎県、福岡県) → 警察署(唐津、松浦、伊万里、糸島)</p> <p>→ 消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) → 唐津市消防署西部分署 → 松浦市消防署鷹島出張所 → 佐世保市消防局</p> <p>→ 唐津労働基準監督署 → 唐津海上保安部 警備救難課 → 佐賀地方気象台</p> <p>→ 原子力保安検査官 → 原子力防災専門官</p> <p>→ 本店通報連絡責任者</p> <p>→ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 → : 電話による連絡</p>	<p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>	

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p>  <p>発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</p> <p>唐津市(危機管理防災課、支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 地域協働課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課</p> <p>警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)</p> <p>消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局</p> <p>唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台</p> <p>原子力保安検査官 原子力防災専門官</p> <p>災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>：原災法第10条第1項に基づく通報先 →：ファクシミリ装置等による通報 ···▶：電話による着信確認 ···→：電話による連絡 *：災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p>  <p>発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</p> <p>唐津市(危機管理防災課、支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 地域協働課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課</p> <p>警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)</p> <p>消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局</p> <p>唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台</p> <p>原子力保安検査官 原子力防災専門官</p> <p>災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>：原災法第10条第1項に基づく通報先 →：ファクシミリ装置等による通報 ···▶：電話による着信確認 ···→：電話による連絡 *：災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>原子力防災体制の充実・強化 のための関係政令の改正に伴 う改正</p>

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p>  <p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p>  <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>	<p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> 	<p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災管理者 ※ 発電所対策本部総括班長 (口頭) 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。) 唐津市(支所(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 地域協働課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 原子力保安検査官 原子力防災専門官 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 本店対策本部総括班長 ※</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 → : 電話による着信確認 → : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災管理者 ※ 発電所対策本部総括班長 (口頭) 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。) 唐津市(支所(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 地域協働課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 原子力保安検査官 原子力防災専門官 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 本店対策本部総括班長 ※</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 → : 電話による着信確認 → : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災管理者 ※ 発電所対策本部総括班長 (口頭) 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。) 唐津市(支所(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 地域協働課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 原子力保安検査官 原子力防災専門官 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 本店対策本部総括班長 ※</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 → : 電話による着信確認 → : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>	<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>	

□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は
原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
→ : ファクシミリ装置等による連絡
---> : 電話による連絡
* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は
原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
→ : ファクシミリ装置等による連絡
---> : 電話による連絡
* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>玄海原子力発電所における解釈</p> <p>＜オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合＞ 原子力規制庁オンサイト統括補佐（<u>原子力防災政策課事故対処室長</u>）が判断したとき。</p>	<p>玄海原子力発電所における解釈</p> <p>＜オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合＞ 原子力規制庁オンサイト統括補佐（<u>原子力災害対策・核物質防護課事故対処室長</u>、<u>原子力災害対策・核物質防護課長</u>）が判断したとき。</p>	原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正